地域防犯カメラ等設置補助金

及び

地域防犯カメラ等維持管理補助金

申請の手引

（令和６年４月１日現在）

熊谷市

目　　　次

１　補助制度の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・２

２　地域防犯カメラ設置の流れ ・・・・・・・・・・３

３　地域防犯カメラの維持・管理 ・・・・・・・・１０

４　申請書類・添付書類（記載例）・・・・・・・・１２

５　Ｑ＆Ａ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１

６　問い合わせ先一覧 ・・・・・・・・・・・・・２２

はじめに

　熊谷市の令和５年の刑法犯認知件数は１，３３８件であり、前年の１，１０６件と比較して２３２件、約２１％の増加となっています。

「地域の安全は地域で守る」という趣旨のもと地域防犯活動にご尽力いただいていますが、活動する人の高齢化や人員の確保などが課題となっているところです。

こうしたなか、地域防犯カメラは、自主防犯活動を補完することができ、より犯罪抑止効果が高まることから、地域社会の安心・安全に寄与することが期待されています。

　一方、地域防犯カメラで撮影された画像は、プライバシー保護の観点から、個人情報の取り扱いに十分留意する必要があります。

　本補助制度を活用して地域防犯カメラを設置しようとする自治会は、適正な画像の管理に併せ、機器の維持管理等を継続されますようお願いします。



１　補助制度の概要

　⑴　制度の目的

　　自治会が地域に設置する地域防犯カメラの設置に要する費用（設置補助金）及び、地域防犯カメラの維持管理に要する費用（維持管理補助金）の一部を補助することで、地域が自主的に当該地域における犯罪を防止するために行う活動を支援し、犯罪のない安全なまちづくりを図ることを目的としています。

　　地域防犯カメラとは、地域における犯罪の防止を目的として、公共の場所（道路、公園その他の多数の者が自由に往来し、又は出入りする場所をいう。）を撮影対象に設置する常設の画像記録装置を有する映像機器及びこれに附属する機器をいいます。

　　なお、常時監視が可能なモニターの設置は、プライバシー保護の観点から本補助制度では認められません。

　⑵　補助の対象となる団体

　　自治会に補助します。

　⑶　補助対象となる経費

　　ア　地域防犯カメラの購入費用及び設置工事費用

　　イ　地域防犯カメラの設置を示す看板設置費用

　　ウ　地域防犯カメラ及び看板の維持管理に要する費用

　　※対象外となる経費

　　　・各種許可申請費、移設・撤去費用

　　　・施設の管理、私有財産の保護を目的とするカメラの設置費用

　　　・レンタル、リースによる設置費用

　⑷　補助率等

　　ア　設置補助金

(ｱ)　補助対象となる経費の４分の３以内（１００円未満切り捨て）

(ｲ)　１自治会につき、１年度あたり１５万円を限度

　　イ　維持管理補助金

(ｱ)　上記アの交付を受けた地域防犯カメラ１箇所につき、年額８千円

(ｲ)　設置後、最大５年間交付

　　地域防犯カメラの設置を検討する場合は、必ず事前に「熊谷市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」をお読みいただき、設置に必要な事項に対応してください。地域防犯カメラの設置に際しては、プライバシー保護や個人情報の取扱いに十分留意しなければなりません。

２　地域防犯カメラ設置の流れ

　　地域防犯カメラの設置に際しては、その目的、設置場所、設置・維持管理に要する費用、地域の同意や許可手続等を理解した上で準備を進めていただく必要があります。次の流れを参考として準備を進めてください。

　⑴　地域防犯カメラの設置に向けた準備

　手順１－１　設置の必要性を検討する

　　地域防犯カメラは、日頃の防犯パトロールを補完するものです。従って、日頃の防犯パトロール体制を見直し、地域防犯カメラを設置する必要性を検討してください。

　　※熊谷警察署生活安全課に地域の犯罪発生の状況を相談するなど、最新の情報を収集しましょう。

　手順１－２　設置場所・撮影範囲等を検討する

　　犯罪を防止するために効果的な設置場所を検討しましょう。撮影範囲・設置

台数は必要最小限にしなければなりません。

　　※設置場所によって許可を得る必要があり、その手続が異なります。また、手続に時間を要することや設置に制限がある場合がありますので、まず、公道上以外の場所（私有地等）を検討してください。

　　　Ｐ７～８を参照し、必要な手続を確認しましょう。

　手順１－３　設置場所の現場を確認する

　　熊谷警察署生活安全課と安心安全課立ち会いの下、設置予定現場を確認しま

しょう。警察から地域の犯罪発生状況から、効果的な設置について助言をもら

うことができます。

　※申請の際、警察からの助言内容を報告していただきます。書類の作成は、Ｐ１５を参照してください。

手順１－４　設置費用・維持管理費用を考えて機器を選定する

　地域防犯カメラの設置費用について、複数の業者から見積を取り寄せましょ

う。お近くの防犯カメラ取扱業者等に相談してください。

　また、設置後も適正な維持管理が必要です。

　※見積をもとに、収支の計画を立てましょう。書類の作成は、Ｐ１９を参照してください。また、維持管理にかかる費用も確認しておきましょう。維持管理については、Ｐ１０・Ｐ１１を参照してください。

手順１－５　配置予定図・設置運用規約を策定する。

　現場確認して配置場所が決まったら、地域防犯カメラの配置予定図を作成し

てください。また、「熊谷市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」

を遵守していただく必要があるため、設置運用規約を策定してください。

　※配置予定図の作成は、Ｐ１４を参照してください。設置運用規約の策定は、Ｐ１６を参照してください。

　　◇電柱へ設置する場合◇

　　　防犯カメラを設置できる電柱か確認する必要があります。

Ｐ２２問い合わせ先一覧を参照してください。

　　　・東京電力が所有する電柱の場合⇒共架可否判定を申し込む。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（別途、調査費用がかかります。）

　　　・ＮＴＴが所有する電柱の場合⇒共架可能か問い合わせる。

　　　☆電柱の所有者は、電柱についているプレートで確認できます。

　　　・プレートが１枚の場合

付いているプレートに記載されている会社が所有者。

　　　・プレートが２枚の場合

　　　　下に付いているプレートに記載されている会社が所有者。

　　　※手続が複雑なため、設置依頼業者等に相談しましょう。

　　　※ＮＴＴ電柱は東電柱と比較して、申請費用が増える傾向にあります。

　手順１－６　地域の合意を得る

　　地域防犯カメラを設置するためには、手順１－１から１－５で準備した内容を地域の方へ説明し、合意を得る必要があります。

　　また、設置場所付近の方には事前に説明し、同意を得ておくことが必要です。

　　※地域に説明した内容や質問事項等を記録し、地域の合意を得ていることがわかるように書類を作成してください。（Ｐ１８を参照）

　⑵　設置補助金交付申請の手続き

　　手順２－１　補助金交付申請書を提出する

　　　「交付申請書」に必要事項を記入し、添付書類を添えて、安心安全課に提

出してください。（Ｐ１２を参照）

　また、設置補助金は年度内に地域防犯カメラの設置工事を完了することが条件のため、年度末申請（２～３月）の場合、工事計画によっては、翌年度申請をお願いする場合があります。

　　　なお、予算の範囲内での執行となりますことをご承知おきください。

　　※添付書類

　　　①　地域防犯カメラの購入に要する費用がわかる書類（見積書・カタログ）

　　　　　カメラ等の性能

|  |  |
| --- | --- |
| 有効画素数 | １００万画素以上 |
| 防水、防塵基準 | 国際電気標準会議規格 IP66以上 |
| 録画速度 | ３コマ／秒以上 |
| 録画日数 | １４日以内 |

　　　　　また、無線ＬＡＮ等機能については、以下を推奨します。

　　　　　○無線ＬＡＮ暗号化方式：WPA2-PSK（AES）

　　　　　○無線ＬＡＮ規格：IEEE802.11nに準拠

　　　②　地域防犯カメラの配置予定図

　　　③　自治会規約の写し

　　　④　地域防犯カメラの設置及び運用に関する規約

　　　⑤　地域防犯カメラの設置について地域の合意を得ていることがわかる書

　　　　　類

　　　⑥　収支予算書

　　　⑦　地域防犯カメラの設置について警察から助言を受けたことがわかる書

　　　　　類

　　　⑧　必要に応じて提出

・共架可否判定回答書（東電柱に共架の場合）

　　　　　・ＮＴＴと協議したことがわかる書類（ＮＴＴ柱に共架の場合）

　　　　　・土地建物所有者が設置を承諾したことがわかる書類（私有地の場合）

　　手順２－２　交付決定通知書を受け取る

　　　申請書類の審査後、申請自治会の代表者に「交付決定通知書」「事業報告書」を送付します。交付決定を受けた後、地域防犯カメラの設置等を実施してください。また、交付決定通知交付前に設置工事を着手しないでください。

　　※注意事項

　　　①　申請の内容に変更が生じる場合は、変更承認の申請が必要になります。必ず事業実施前に安心安全課に連絡してください。

　　　②　交付決定後に補助金の額を増額する変更はできません。

　　　③　設置補助金の交付は、事業がすべて完了した後に指定口座へ振り込みます。



　⑶　地域防犯カメラの設置場所の許可手続き

　　手順３－１　設置場所に応じた手続きを行う

　　　地域防犯カメラを設置する場所により、必要な手続き等が異なりますので、以下を参考として進めてください。



　①　電柱共架の契約〔設置場所：公道上または民有地〕

　　　電柱によって、所有者が異なり、必要な手続きも異なります。

　　（手続きには期間を要します）

　　　・東京電力が所有する電柱の場合⇒事前に共架可否判定を申し込む。

　　　　　※判定は可否にかかわらず電柱１本あたりの調査費用がかかります。

　　　・ＮＴＴが所有する電柱の場合⇒共架可能か問い合わせる。

　　　☆電柱の所有者は、電柱についているプレートで確認できます。

　　　・プレートが１枚の場合

付いているプレートに記載されている会社が所有者。

　　　・プレートが２枚の場合

　　　　下に付いているプレートに記載されている会社が所有者。

　　　※手続が複雑なため、設置依頼業者等に相談しましょう。

　②　構造物等所有者の承諾〔設置場所：公道または私有地〕

　　　電柱以外の構造物に地域防犯カメラを設置しようとするときは、その構造物等の所有者から承諾を得る必要があります。

　　　※市が管理する道路上の構造物（公衆街路灯、道路照明灯等）への地域防犯カメラの設置は、原則として認められません。

　③　土地所有者の承諾〔設置場所：私有地〕

　　　地域防犯カメラの設置場所となる土地の所有者から承諾を得る必要があります。設置場所が私有地内の電柱や構造物等でも、防犯カメラ本体が公道上にかかる場合は、道路占用許可が必要です。

　④　道路占用の許可〔設置場所：公道上〕

　　　地域防犯カメラを設置する場所が市管理の道路の場合、管理課に道路占用許可を申請し、許可を受ける必要があります。

※道路占用許可は、原則として道路以外に設置する余地がない場合に許可を検討することとなっています。

　　手順３－２　地域防犯カメラ・表示看板等を設置する

　　　必要な手続きを行い、許可を受けた後、地域防犯カメラ等の設置を開始してください。

また、工事の際、地域防犯カメラが設置されていることを示す看板等も必ず設置してください。看板の表示内容は、防犯カメラを設置していること及び設置者（自治会名）を必ず表示してください。

　⑷　事業報告の手続き

　　手順４－１　実績報告書を提出する

　　　地域防犯カメラの設置が完了したら、速やかに「事業報告書」に必要事項を記入し、添付書類を添えて、安心安全課に提出してください。

　　　領収証の宛名は、必ず補助金を申請した「自治会名」としてください。

　　　※添付書類

　　　　①　地域防犯カメラの購入・設置等に要する経費のわかる領収証

　　　　②　収支決算書

　　　　③　地域防犯カメラの配置図

　　　　④　設置場所の現場写真（設置が確認できる写真）

　　　　⑤　電柱共架契約書の写し（電柱に共架する場合）

　　　　⑥　構造物等使用承諾書の写し（電柱以外に設置する場合）

　　　　⑦　土地使用承諾書の写し（私有地に設置する場合）

　　　　⑧　道路占用許可書の写し（公道上に設置する場合）

　　手順４－２　確定通知書を受け取る

　　　事業報告書類の確認後、申請自治会の代表者に「補助金確定通知書」、「交付請求書」を送付します。

　　手順４－３　請求書を提出し、補助金の振り込みを確認する

　　　「交付請求書」に必要事項を記入し、速やかに安心安全課に提出してください。請求書に基づき、あらかじめ指定した口座に振込み、補助金を交付します。

設置補助金に関する手続きは以上です。

設置後は、「熊谷市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を遵守するとともに、プライバシーの保護等に十分留意して、適切に維持・管理してください。（次ページも参照してください）



３　地域防犯カメラの維持・管理

　⑴　地域防犯カメラ設置の表示

　　地域防犯カメラが設置されていることを示す看板を設置することで、犯罪の抑止効果が高まります。

　　看板には、「地域防犯カメラを設置していること」及び「設置自治会の名称」を表示してください。

　⑵　地域防犯カメラ設置運用規程の遵守

　　「熊谷市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に基づいた設置及び運用が行われるようプライバシーの保護を図るとともに、画像等の適切な取扱いに留意するための設置運用規約を策定し、遵守してください。

　⑶　保守管理

　　地域防犯カメラは、屋外における長期間使用による部品の劣化などにより、運用に支障を来す故障も起こり得ます。

　　機種の選定を行う際に、部品の交換等にかかる費用、保証期間、故障時の対応、点検費用などの確認をしておくことが大切です。

　　具体的な維持管理費用の見込みについては、設置依頼業者等にご確認ください。

　　※参考　地域防犯カメラ維持管理にかかる費用

　　　・電気料　　　約4,700円／年（市防犯カメラ１台の令和５年度実績）

　　　・電柱共架料　1本当たり2,640円（税込）／年

　　　・ＳＤカード等、カメラ機器に係る消耗品

　⑷　定期点検

　　地域防犯カメラを設置したら、定期的に動作確認や破損の有無などを点検してください。地域防犯カメラの留め具等が破損していると、落下する恐れがあり危険です。

　　※カメラの落下などで事故が発生した場合は、設置者の責任となります。

　⑸　継続使用

地域防犯カメラ設置後、５年間は継続して適切に管理してください。

⑹　維持管理補助金申請の手続き

　　手順５－１　補助金交付申請書を提出する

　　　「交付申請書」に必要事項を記入し、添付書類を添えて、安心安全課に提

出してください。（Ｐ１３を参照）

　なお、交付申請は地域防犯カメラ設置完了後、速やかに行っていただきますようお願いいたします。

※添付書類

①　地域防犯カメラの現況写真（申請前１月以内）

　　　②　地域防犯カメラにより撮影された画像の写し（申請前１月以内）、または、地域防犯カメラの電気料の支払いを証する書類の写し

手順５－２　交付決定通知書を受け取る

　　　申請書類の審査後、申請自治会の代表者に「交付決定通知書」を送付します。

　　手順５－３　請求書を提出し、補助金の振り込みを確認する

　　　「交付請求書」に必要事項を記入し、速やかに安心安全課に提出してください。請求書に基づき、指定口座に振込み、補助金を交付します。

維持管理補助金に関する手続きは以上です。

なお、令和３年度以降に設置される地域防犯カメラの維持管理補助金は、原則として５年間交付できますが、年度毎に交付申請が必要になります。